

# 東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会 第6回協議会 報告

日時：平成27年3月24日（火）9：30～11：30

場所：近江八幡市役所4階 第3・4委員会室

## 1. 開 会

会長の津村近江八幡市副市長より、平成25年台風18号で得た経験を無駄にせず次につなげていくことや日頃からそなえることが大切であり、当圏域の防災力向上のため活発な議論をお願いしたいとの、開会の挨拶をいただきました。



## 2. 議 事

### (1)協議会規約の改正（資料1）

#### ■事務局提案

規約について、以下の4点に関する項目の改正を行うことを提案しました。

①協議会の目的 ②会長の選出 ③事務局の構成 ④組織の改編に伴う委員の交代

#### ■質疑応答・意見交換（主な意見）

- ・事務局の役割で運営や資料作成は重要であることから、会長の属する機関（4市町持ち回り）も事務局として県とともに「協議会の運営」と「協議会資料の作成」を実施するべきではないか。

■結果 資料1（補足資料）の【事務局の役割】会長の属する機関（4市町持ち回り）に「協議会の運営」「協議会資料の作成」を追加した上で、規約の改正案が承認されました。

### (2)当協議会のこれまでの経緯、平成25年台風18号の浸水実績と課題、各市町の取り組み状況報告

（資料2-1・2-2・3-1・3-2）

#### ■事務局説明

8年目（平成20年度に第1回協議会を開催）をむかえている当協議会のこれまでの経緯概要と、県下全域で甚大な災害が発生した平成25年台風18号時の浸水実績と地先の安全度マップとの整合について説明を行いました。また、平成25年台風18号以降の課題に対する4市町の取り組み状況の説明を、各市町の担当者から行いました。

#### ■質疑応答・意見交換（主な意見）

- ・資料3-1で平成25年台風18号での浸水を整理したのであるのなら、整理することで見えてくる課題（例：避難勧告等の発令に関する情報交換、人員の不足に対する県との調整など）について、担当者会議等で県や市町と十分議論を行った上で協議会での報告をすべきである。
- ・各市町の課題に対する取り組みなどは、資料3-2をまとめるまでのプロセスに価値がある。このような情報共有の取り組みは続けてほしい。
- ・地先の安全度マップと浸水実績を比較することでマップに現実味が出る。資料3-1は貴重な資料であり、ぜひ住民説明などに活用してほしい。

### (3)平成25、26年度の取り組み報告と今後の取り組み方針（資料4）

#### ■事務局説明

##### ①土砂災害危険箇所等での活動報告

土砂災害警戒区域の指定状況、出前講座の取り組み状況を説明し、平成27年度は基礎調査を管内で24カ所実施し速やかに結果を公表していく予定であることを提案しました。

##### ②流域治水条例の制定

平成26年3月31日に施行した滋賀県流域治水条例の概要を説明し、平成27年度は200年降雨確率時に3m以上浸水する可能性のある区域において、市町や地元と相談しながら水害に対する取り組

みを順次進めていくことを提案しました。

### ③出前講座の開催

平成 25、26 年度に実施した自治会や各種団体、小学校での出前講座の実施状況報告と、平成 27 年度は自主避難計画の検討など、より深い取り組みが実施できるように出前講座で働きかけていくことを提案しました。

### ④知恵・水害文化の発信

平成 21 年度より実施してきた水害の聞き取り調査を、平成 26 年度は立命館大学と連携し東近江市妹町で実施したことの報告と、今後は県立大学等との連携も探りながら、引き続き実施していくことを提案しました。

### ⑤簡易量水標の設置

大雨時に現地で河川水位を確認できる簡易量水標の設置報告と、今後も順次効果的に活用してもらえ  
る箇所を優先して設置していくことを提案しました。

### ⑥湖辺域 WG の状況報告

湖辺域 WG のこれまでの経緯について説明、今後は、畜産業が営まれていることから重点的に検討を進めてきた大中地区について、これまでの検討結果を踏まえた進め方を関係者で検討することを提案しました。

### ⑦葛巻町での取り組み内容

平成 25 年台風 18 号時の対応や自主避難計画の策定、避難訓練の実施についてなど、平成 25、26 年度の取り組み内容の報告、今後は葛巻でのノウハウを他の地域で活用していけるように一般化に向けた取り組みをしていくことを提案しました。

## ■質疑応答・意見交換

- ・近江八幡市においては、土砂災害のリスクが高い住居において、市が確保した学区内の安全な場所に移転してもらおうというようなことも検討をしており、関係省庁にも支援を要望している。
- ・浸水警戒区域の指定を踏まえた取り組みを実施する地区について、当圏域で 6 地区が挙げられているが、既存住宅がある地区だけを限定するのではなく、既存住宅がなくても開発の恐れのあるところを先に取り組むなど、もっと柔軟に検討してみてもどうか。取り組み地区については、市町からの提案も行うなど、県だけでなく市町も主体的に動いてほしい。また、河川や砂防、都市計画など、各組織で部局を横断した取り組みが必要である。
- ・葛巻の取り組みは、東近江圏域の他の市町でも活用していくべきではないか。また、水害に強い地域づくり計画をまとめるには、「そなえる」対策だけではなく、「とどめる」対策に関しても今後の道筋をつけるべきではないか。
- ・水害リスクはすでに公表しており、浸水警戒区域の指定をしてもしなくてもリスクは変わらないが、指定することでハード整備（かさ上げなど住居安全化のための施策）に、行政が支援をするというところに大きな違いがある。どんな支援ができるのかを早く明確にすべき。
- ・協議会では大きな方針の確認や他市町の状況を情報交換しながら、普段は担当者レベルで各市町それぞれの状況にあわせた方法で取り組んでいかなければならないと思う。

## ■結 果

次の段階に関する検討を次回以降の協議会でも実施し、各組織において水害・土砂災害に対する取り組みにまい進することが承認されました。

## (4)滋賀県防災危機管理局より「しが減災プロジェクト」の案内

県防災危機管理局田中副局長より、滋賀県と㈱ウェザーニューズとの協働プロジェクトである「しが減災プロジェクト」([http://weathernews.jp/gensai\\_shiga/](http://weathernews.jp/gensai_shiga/))に関する情報提供があった。 — 以 上 —